

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県教育委員会教育長から通知があったので，次のとおり公表する。

令和元年7月18日

茨城県監査委員	小川一成
同	石井邦一
同	深谷一広
同	羽生健志

<p>監査対象機関名 茨城県ライフル射撃協会</p>	<p>監査実施年月日 平成31年2月26日</p>
<p>○監査の結果</p> <p>県営ライフル射撃場における指定管理業務について、契約、条例又は規則が遵守されていない誤りが多数あり、チェック体制に不備があったことから、以下の事態を生じさせたことは適切でない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例上規定されていない保険料を一部の利用者から徴収していた。 (2) 条例施行規則に基づく手続きを取らずに、一部の利用者に対して利用料金の減免を行っていた。 (3) 利用料金の徴収漏れがあった。 (4) 年度協定に反し、施設案内等のパンフレットの作成、ホームページの更新がなされていないかった。 	
<p>○措置状況</p> <p>茨城県ライフル射撃協会は、次のとおり措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例上規定のない保険料の徴収について <ul style="list-style-type: none"> ・一部の利用者に対する保険料の徴収は、予備監査による指摘以降即刻中止しました。 ・また、保険(賠償責任保険)の加入は、指定管理業務の範ちゅうであることから指定管理料で支払うようにしました。 (2) 減免手続の不備について <ul style="list-style-type: none"> ・国体の選手強化に伴う施設利用については、平成29年度から茨城県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則第9条に定める減免規定に該当しないことから、今後の取扱いについては対象者から利用料金を徴収する(減免を実施しない)ようにしました。 (3) 利用料金の徴収漏れについて <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿を精査したところ記載漏れであることが判明したので、帳簿の修正をしました。 ・また、再発防止のため利用料金の領収から帳簿への記載までの一連の取扱いについて、定期的にチェックすることとしました。 (4) パンフレットの作成、ホームページ更新の未実施について <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの作成・配布にあたっては、平成31年度以降は、競技の普及促進に向けて効果的な配布先を検討したうえで実施し、施設利用者の増加に努めます。 ・ホームページの更新については、早期に掲載情報を更新するとともに、定期的な更新により施設の情報発信に努めます。 	